



遠方出産時の費用助成のお知らせ



本宮市では、遠方の医療機関で妊婦健診の受診や出産をする必要がある妊婦に対して、医療機関までの移動にかかる交通費や、妊婦・支援者が出産入院まで待機するための近隣宿泊施設での宿泊費の助成を行っています。

●助成対象者

※下記の『住所地』は里帰りの場合、
里帰り先の居住地とします。

【妊婦】

- ①住所地から妊婦健診や出産が可能な最も近い医療機関まで、移動におよそ60分以上かかる方
- ②医学的な理由のため周産期母子医療センターで妊婦健診の受診や出産をする必要があり、
住所地から最も近い周産期母子医療センターまで、移動におよそ60分以上かかる方

【支援者（妊婦1人につき1人まで。関係性は問わない）】

出産入院まで待機する妊婦の支援のために、同じ宿泊施設に宿泊した方

●助成内容及び助成額

【交通費（妊婦）】

住所地～医療機関までの往復分。

ただし、妊婦健診分は上限14回。（医療機関が分娩を取り扱わないため、妊娠32週頃に通院先を遠方の医療機関に切り替えた場合は上限7回）。

また、出産前に宿泊した場合の往路は住所地～宿泊先、復路は医療機関～住所地。

○タクシー（出産時のみ）やその他の公共交通機関により移動した場合：（かかった費用×0.8）円

○自家用車等で移動した場合：（1kmあたり25円）×0.8

【宿泊費（妊婦及び支援者）】

出産入院前の宿泊費用（上限14泊分）

○助成金額：1泊あたり（かかった費用－2,000円）

ただし、1泊あたり7,800円が上限。

●申請方法

交通費や宿泊費の支払い後に、下記のものをご持参のうえ、保健課窓口にお越しください。

【交通費】

- ①利用日及び利用料金が確認できる領収書等（タクシー利用の場合のみ）
- ②妊婦健診受診日や出産日、及び医療機関名が確認できる書類（母子健康手帳等）
- ③お振込み先の通帳
- ④印鑑

【宿泊費】

- ①宿泊施設名、宿泊者、宿泊日、宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収書等
- ②出産日及び分娩した施設が確認できる書類（母子健康手帳等）
- ③お振込み先の通帳
- ④印鑑



お問い合わせ先：

本宮市 保健福祉部 保健課 母子保健係（こども家庭センターあゆみ） TEL 0243-24-5152